

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構  
令和4年度 第3回 評議員会議事録

- 1 開催の日時 令和5年3月14日（火）午後1時30分
- 2 開催の場所 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構事務室  
大阪府中央区大手前1丁目2番15号  
当該場所に存しない役員等は、Web会議システム（使用サービス名：Zoom）を利用して参加。
- 3 評議員総数 9名
- 4 出席評議員数 8名  
出席評議員 小宅 誠 司  
出席評議員 日下部 徹  
出席評議員 田 中 尚  
出席評議員 桑 形 雅 彦  
出席評議員 吉 田 久 芳  
出席評議員 谷 本 光 司  
出席評議員 吉 田 延 雄  
出席評議員 松 本 竜 三
- 5 出席理事長 三 和 伸 彦  
出席理事 中 川 一  
出席理事 合 川 正 弘
- 6 出席監事 佐々木 泰 裕  
出席監事 山 下 博 也
- 7 議事の経過の要領及びその結果

(1) 開 会

令和4年度第3回評議員会をWeb会議として開始するにあたって、出席評議員、理事、監事全員の音声および映像が共有されていることを確認した。定刻に至り、事務局長の合川正弘氏が開会を宣し、本日の令和4年度第3回評議員会は、定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた後、引き続き、三和理事長及び来賓から挨拶があった。

## (2) 議長選出

定款第18条の規定により、評議員小宅誠司氏が議長に就任し、上記出席者全員の音声および映像が共有されていることを確認し、議案の審議に入った。

## (3) 議事録署名人選出

定款第20条第2項の規定により、議事録署名人に谷本光司評議員および松本竜三評議員が選出された。

## (4) 議 事

### 第1号議案 理事の選任に関する件

議長が、合川事務局長に「理事の選任に関する件」について説明させ、合川事務局長が、定款第22条第1項の規定により理事1名を資料1のとおり選任したいこと、および任期については、定款第25条第3項の規定により令和5年4月1日から令和5年に開催する定時評議員会の終結の時までとしたい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

### 第2号議案 令和4年度収支予算書（補正）の承認の件

議長が、合川事務局長に「令和4年度収支予算書（補正）の承認の件」について説明させ、合川事務局長が、定款第7条第1項の規定により、令和4年度収支予算書（補正）を資料2のとおりとしたい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

### 第3号議案 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方にかかる見直しの承認の件 一次期（令和5～7年度）事業計画・運営計画一

#### 報告事項 資金管理・運用規程の変更について

議長が、合川事務局長に「公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方にかかる見直しの承認の件」及び「資金管理・運用規程の変更」について一括説明させ、合川事務局長が、資料3のとおり公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方を見直したい旨を説明するとともに、資料7のとおり公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構資金管理・運用規程の変更について報告した。本議案及び報告に関し別紙の質疑応答があった後、議長が本議案を議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

**第4号議案 令和5年度事業計画書の承認の件**

**第5号議案 特定資産の取崩しの承認の件**

**第6号議案 令和5年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認の件**

議長が、合川事務局長に「令和5年度事業計画書の承認の件」、「特定資産の取崩しの承認の件」及び「令和5年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認の件」について一括説明させ、合川事務局長が、定款第7条第1項の規定により、令和5年度事業計画書を資料4のとおりとし、特定資産の取崩しを資料5のとおりとするとともに、令和5年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を資料6のとおりとしたい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

#### (5) 報告事項

合川事務局長から、資料8のとおり令和5～6年度学術委員について、資料9のとおり機構事務所の移転について報告したところ、資料9の機構事務所の移転について、別紙の質疑応答があった。

#### (6) 閉会

以上をもって、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構令和4年度第3回評議員会の議題全部を終了したので、合川事務局長が午後3時15分閉会を宣言した。

以上の決議を明確にするために、合川正弘常務理事が議事録を作成し、議長および議事録署名人が次に記名押印する。

令和5年3月14日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---

別紙 令和4年度 第3回評議員会 質疑応答

第3号議案 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方にかかる  
見直しの承認の件 一次期(令和5～7年度)事業計画・運営計画—  
報告事項 資金管理・運用規程の変更について

田中評議員

今回の運営計画については、基本財産の運用対象の見直しによる運用益の増加が大きな改善策となっている。今般の見直し検討を踏まえ、一定のリスク対策がなされているところであるが、基本財産の運用はリスクを伴うものであるため、その動向を見据えながら収益に見合った事業を実施していただくようお願いしたい。

合川事務局長

基本財産の運用益は、機構の毎年度の事業を進め予算を組むための基本になる。そのことを踏まえ、基本財産の運用は、リスクがより軽減され、リスクが事実上ないであろうという形の債権で運用するよう、事務局としても注意を払いながら、それが独りよがりにならないよう資金運用委員会でチェックを受けながら、その結果についても適宜ご報告しながら進めていきたい。その収入に見合って、今持っている流動資産、事業積立資産なども活用しながら各年度の事業を進めていくこととする。機構の運営が長期的に進められるよう、収益改善に努めてまいりたい。

日下部評議員

基本財産の運用対象の見直しについては、基本的には見直し案で結構かと思っているが、超低金利といいながら最近金利も上昇してきており、京都市上下水道局においても企業債の発行等で利率が上がってきて苦慮しているところである。そういった金利の動向を見据えながら、多様な運用をしていただければと思う。

収益が増加した場合の今後の事業展開であるが、今、大きな課題となっているのが、琵琶湖由来の水道原水の異臭味への対策である。京都市では粉末活性炭で臭気の対策をしているが、その投入量が例年の倍くらいになっており、費用も2億円くらいであったものが、4～5億円にまで膨れ上がってきており、経営に非常に大きな影響を与えている。このため、異臭味問題についての研究や滋賀県を含めた情報交換や対策など、今の事業体としての課題に対応できるような調査研究をしていただきたい。

合川事務局長

研究していく課題については、毎年度、研究テーマをどのようにしていくかを考える中で、構成されている流域の自治体等の皆様よりご意見を賜りながら、また、学術委員会など関係の専門の先生方のご意見も賜りながら、研究テーマを選定していきたい。基本財産の運用益が増えることにより、より充実した研究ができるよう運営していきたい。当機構は、流域で広域的に取り組む機関であるため、流域の大学・研究機関はじめ関係各所と連携しながら取り組んでまいりたい。

日下部評議員	我々も一緒になって協力していきたいと思っているので、よろしくお願いします。
小宅評議員	<b>報告事項 機構事務所の移転について</b> 事務所の移転先について目途はたっているのか。
合川事務局長	引き続き不動産業者から情報収集し、物件の情報も得ているが、まだ確定したところは無い。移転先候補が見つければ、速やかに報告させていただく。

[資料1]

第1号議案

## 理事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 今 井 崇

(旧) 合 川 正 弘

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和5年4月1日から令和5年に開催する定時評議員会の終結の時までとする。

## 令和4年度収支予算書（補正）の承認の件

収支予算書（補正）  
令和4年4月1日～令和5年3月31日

（単位：円）

科目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	現計予算額	補正額	補正後予算額
	公1					
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	23,703,000	10,159,000		33,862,000	0	33,862,000
基本財産受取利息	(23,703,000)	(10,159,000)		(33,862,000)	(0)	(33,862,000)
特定資産運用益	1,000	0		1,000	0	1,000
特定資産受取利息	(1,000)	(0)		(1,000)	(0)	(1,000)
受取会費	200,000	0		200,000	0	200,000
賛助会員受取会費	(200,000)	(0)		(200,000)	(0)	(200,000)
寄付金収入	0	0		0	2,112,000	2,112,000
受取寄付金収入	(0)	(0)		(0)	(2,112,000)	(2,112,000)
雑収益	0	0		0	12,000	12,000
雑収益	(0)	(0)		(0)	(12,000)	(12,000)
経常収益計	23,904,000	10,159,000		34,063,000	2,124,000	36,187,000
(2) 経常費用						
事業費						
役員報酬	3,726,000			3,726,000	0	3,726,000
給料手当	10,258,000			10,258,000	△ 588,000	9,670,000
法定福利費	2,982,000			2,982,000	△ 418,000	2,564,000
福利厚生費	29,000			29,000	1,000	30,000
会議費	22,000			22,000	0	22,000
旅費交通費	265,000			265,000	39,000	304,000
通信運搬費	468,000			468,000	0	468,000
消耗品費	170,000			170,000	40,000	210,000
印刷製本費	571,000			571,000	0	571,000
光熱水料費	372,000			372,000	0	372,000
賃借料	3,626,000			3,626,000	△ 100,000	3,526,000
保険料	28,000			28,000	0	28,000
諸謝金	488,000			488,000	0	488,000
租税公課	1,000			1,000	0	1,000
支払負担金	1,658,000			1,658,000	△ 994,000	664,000
支払助成金	3,200,000			3,200,000	△ 305,000	2,895,000
委託費	1,642,000			1,642,000	573,000	2,215,000
新聞図書費	39,000			39,000	4,000	43,000
支払手数料	1,000			1,000	7,000	8,000
減価償却費	611,000			611,000	95,000	706,000
退職給付費用	152,000			152,000	1,000	153,000
管理費						
役員報酬		2,484,000		2,484,000	0	2,484,000
給料手当		2,442,000		2,442,000	118,000	2,560,000
法定福利費		1,408,000		1,408,000	△ 62,000	1,346,000
福利厚生費		12,000		12,000	0	12,000
会議費		32,000		32,000	0	32,000
旅費交通費		100,000		100,000	△ 39,000	61,000
通信運搬費		140,000		140,000	40,000	180,000
消耗品費		310,000		310,000	0	310,000
光熱水料費		159,000		159,000	0	159,000
賃借料		1,720,000		1,720,000	△ 204,000	1,516,000
保険料		60,000		60,000	0	60,000
諸謝金		1,090,000		1,090,000	△ 89,000	1,001,000
租税公課		50,000		50,000	0	50,000
支払負担金		10,000		10,000	0	10,000
委託費		550,000		550,000	△ 16,000	534,000
新聞図書費		30,000		30,000	10,000	40,000
支払手数料		170,000		170,000	△ 7,000	163,000
減価償却費		282,000		282,000	102,000	384,000
経常費用計	30,309,000	11,049,000		41,358,000	△ 1,792,000	39,566,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	現計予算額	補正額	補正後予算額
	公1					
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,405,000	△ 890,000		△ 7,295,000	3,916,000	△ 3,379,000
基本財産評価損益等	0	0		0	0	0
特定資産評価損益等	0	0		0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0		0	0	0
評価損益等計	0	0		0	0	0
当期経常増減額	△ 6,405,000	△ 890,000		△ 7,295,000	3,916,000	△ 3,379,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
有価証券売却益	0	0		0	0	0
経常外収益計	0	0		0	0	0
(2) 経常外費用						
固定資産除売却						
固定資産除却損	0	0		0	3	3
経常外費用計	0	0		0	3	3
当期経常外増減額	0	0		0	△ 3	△ 3
他会計振替額	0	0		0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 6,405,000	△ 890,000		△ 7,295,000	3,915,997	△ 3,379,003
一般正味財産期首残高				102,592,729	997,721	103,590,450
一般正味財産期末残高				95,297,729	4,913,718	100,211,447
Ⅱ 指定正味財産増減の部						
基本財産運用益	23,859,702	10,226,158		34,085,860	0	34,085,860
一般正味財産への振替額	23,703,000	10,159,000		33,862,000	0	33,862,000
当期指定正味財産増減額	156,702	67,158		223,860	0	223,860
指定正味財産期首残高				3,210,906,880	△ 134,395,000	3,076,511,880
指定正味財産期末残高				3,211,130,740	△ 134,395,000	3,076,735,740
Ⅲ 正味財産期末残高				3,306,428,469	△ 129,481,282	3,176,947,187

# 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の 今後のあり方にかかる見直しの承認の件

(公財)琵琶湖・淀川水質保全機構(BYQ)の今後のあり方について  
— 次期(令和5~7年度)事業計画・運営計画 —

## 1. 次期見直しの背景

当機構は、平成5年に琵琶湖・淀川水系の水質保全に関する課題を住民や行政と一体となって解決していく流域唯一の機関として設立され、水質保全に関する調査研究事業、流域水質保全を目的とした広報啓発事業や活動支援事業等に取り組んできたところである。平成25年4月に公益財団法人への移行後は改めて、社会からの期待にふさわしい水質保全への取り組みを通じ、広く公益実現に貢献する使命を与えられているとの認識に立ち、移行を契機として、収入に見合った事業体系、必要最小限のスリムな組織体制で臨むこととした。運営面では、設立から約30年が経過し機構のあり方が議論される中、流域水質保全に関する課題やニーズの変化、府県や民間企業からの派遣人員の引き上げ、さらに機構の財務運営に影響する債券市場の金利低下傾向などの運営環境の変化への対応を求められるものの、長期の運営計画を策定しづらいことから、当面3か年程度の事業・運営計画を立て、各々の事業については年度毎の事業計画で精査、見直しを図ることとしてきた。

第4期(令和2~4年度)の運営においては、依然超低金利である中、令和3年3月に保有債券の一部を売買することで、売買差額の500万円を定期預金として基本財産に計上するとともに、収益の柱である基本財産の運用益を年158万円増加させることができた。また、研究員の早期退職や契約社員の勤務時間の短縮などによる経常費用の縮減により、これまで概ね13百万円以上のマイナスで推移してきた経常増減額が、令和2、3年度は3百万円余りのマイナスとなり、大幅に収支を改善することができた。

また、寄付金については、コロナ禍により寄付を集めにくい経済情勢の中、令和2年度は230万円余り、令和3年度は130万円余り、そして令和4年度は210万円余りを確保することができた。

しかしながら、現在の資金管理・運用規程に基づく資金運用対象の範囲における運用では、運用益の大幅な増加は難しく、人件費は定期昇給を見込んで年々増加していくこと、令和4年当初からの諸物価の高騰が継続すると予想されていることから、今後も支出抑制に努めたとしても経常収支のマイナスは避けられないものと見込まれる。

この経常収支のマイナスは、公益財団法人移行後は、収支相償、遊休財産保有制限、公益目的事業基準の財務基準があり、これをクリアする必要があるため一定余儀なくされてはいるが、このマイナスが続けば、補填する財源が枯渇し、いずれ基本財産にも及ぶとの懸念、ひいては事業継続の礎が損なわれ、運営が行き詰まるとの懸念から、更なる収支バランスの改善について検討を行うことが求められている。

一方、当機構は「琵琶湖・淀川水系の水質保全に関する課題を住民や行政と一体となって解決していく流域唯一の機関」として設立されたことに鑑み、基本財産である公共債の低金利下での運用益に頼る収入に見合った事業だけを行っておればよいのであれば、設立時の目的を忘れていないのではないかという意見も表明されている。

このため、令和3年度に、評議員会及び理事会の幹事会の構成機関から推薦を受けたメンバーにより「令和3年度あり方検討ワーキンググループ」を設置するとともに、外部機関へ委託することにより、琵琶湖・淀川水系における水質保全に関する現在の課題や当機構が取り組むべき事業等について検討を行い、令和5年度以降の事業及び運営のあり方についての方向性を取りまとめたところである。

当機構では、これまで、超低金利の影響による基本財産運用益の大幅な減少に対応するため、3年毎にあり方検討を行い、支出の削減を中心として収支の均衡を図ろうと努めてきたところである。しかしながら、今期までの取組み以上の支出の削減には限界があることから、次期見直しにあたっては、必要最小限の組織体制を維持しつつ、公益目的事業についても必要最小限の規模で継続しながら、収入を増加することにより収支バランスを改善できるよう、令和3年度あり方検討ワーキンググループの検討結果を基本とし、今後の機構のあり方、公益事業を中心とする運営の方向性を見通すことが必要である。

## 2. 今期(令和2~4年度)の主な取組み状況

### 【公益目的を基本とする事業運営の推進】

#### (1) 調査研究事業

流域全体が取り組むべき課題や自治体を超えて解決することが効率的、有効な課題等を研究対象に、原因の究明や対策につながる調査、行政が適切な施策を講じる上で有用となる調査研究を実施している。今期は自主事業を中心に取組み、特に令和2~4年度は、これまでに研究所が取り組んできた木津川上流域における流入汚濁負荷調査の結果を用いて解析を進め、平水時および降雨時の河川水質が有する特性の比較を行った。また、点源・面源負荷発生量の推定値を実際の河川の負荷量と比較することで発生源別の影響度合の推定に繋がる可能性が示唆される結果が得られ、学会等で地方環境研究所の研究者にも高く評価された。さらに、水田や農業集落排水処理施設が多数存在する流入河川を対象に、より詳細な負荷量調査を実施した。

併せて、流域の水質・水環境情報や成果を当機構のWEB上に公開するとともに、調査研究成果等を関係府県・機関の施策等に活用していただくため、評議員会、理事会、幹事会の他、研究助成成果報告会や学会等の機会を利用し、研究成果の幅広い情報発信と知見の提供に努めている。

#### (2) 広報啓発事業

流域の水質・水環境情報を収集した「BYQ水環境レポート」を平成6年から毎年、編集発行し、冊子の配布及びWEB上での公開を行うとともに、「水情報冊子(琵琶湖・淀川里の川をめぐる散策ブック~全25編)」を配布・WEB上に公開するなど、流域河川の水質・水環境情報の収集と積極的な提供を行っている。

また、「BYスタンプラリー」や「WAQU2調査隊」などの事業を通して、市民団体、NPO等の流域の水質保全の取組み推進の連携役を果たすとともに、市民の流域水環境への関心を高める取組みを推進している。

さらに、コロナ禍で軒並みPRイベントが中止になる中、オンラインで開催されたイベントにWEBページを作成して出展するなど、広域的・弾力的取組みが可能な機構の

メリットを活かした広報・啓発を実施している。

### (3)活動支援事業

地球温暖化や微量有害物質の問題等、琵琶湖・淀川流域が抱える水質保全の課題解決に資することを目的に、効率的に研究成果を上げていくため、大学や研究機関等の実施する研究に対して助成するとともに、成果報告会（令和2、3年度は新型コロナの影響によりオンラインでの開催）を通して助成研究成果の情報提供・普及を行っている。

また、流域水質保全活動の将来の担い手の育成に貢献していくため、平成26年度から小学生から高校生までの子どもたちが行う水質保全活動に対して助成を行っている。例年8月に実施している前年度に助成した活動の成果報告会については、令和2、3年度は新型コロナの影響により招集開催を見送り、ホームページで活動報告を公開することとしたが、令和4年度はコロナウイルス対策を行って会場での開催と工夫を凝らすことにより活動成果の共有や関係者間の交流を促進している。

## 3. 今後の事業及び運営のあり方

内閣府認定の公益目的事業である「淀川水系の河川・湖沼水の水質保全のための調査研究、啓発及び活動支援」の実施を基本とし、事業及び運営の継続に努めていくものとするが、今後の事業及び運営のあり方、さらに機構の方向性についての基本的な方針の検討は、機構の運営に深く関係する市場金利の動向等外的環境の変化を見極めながら、従前どおり3年毎に行う。

### 【事業のあり方】

今後3年間（令和5～7年度）の事業計画（案）を別紙1とし、個々の事業の詳細については年度毎の事業計画策定の中で検討する。

### (1)調査研究事業

琵琶湖・淀川流域における流域研究機関であり、関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質問題や共同連携による取り組みが効率的な水質課題等を中心に調査研究を進めることとする。

生活環境保全に関する調査研究では、「流入負荷削減対策」、「有機物に関する水質問題」、「閉鎖性水域の富栄養化現象、底質改善対策」、また、健康リスク問題に関する調査研究としては「水系病原性微生物問題」、「微量有害化学物質問題」、さらに、気候変動に伴う環境変化に関わる調査研究では、「気候変動による水質への影響等の検討」、「水質モニタリングをはじめとする水質の監視・管理のための連携や要因検討」を対象に、それぞれの課題に見合ったアプローチを駆使しながら解決に向けた調査研究を進めていく。特に、複数の点源・面源負荷源を有する琵琶湖・淀川流域の上流から下流に向かい流下する多様な物質等の動態の検討、流域内の幾つかの水源でみられる異臭味原因藻類の冬季を含む突発的な発生、琵琶湖を含む流域内における物質循環の停滞が引き起こす諸問題、豪雨を含む降雨による汚濁物質の流出に対してグリーンインフラが有する負荷削減機能、残留性有機汚染物質（POPs）等に対する吸着能も指摘されているマイクロプラスチックの流下に伴う有害物質拡散の恐れなど、検討すべき様々な課題が

存在し、今後も新たな課題が発生することも想定される。これらの様々な課題の存在を念頭に置きつつ、当機構の調査・研究に対する指導・助言を得るため設置している学術委員会での議論を踏まえ、調査・研究を進めていく。

これらには、様々な大学や研究機関との共同研究や研究助成により対応するものも含むものとし、今後とも流域の関係各機関と幅広い情報・課題を共有し検討するための場を設けるなど連携強化を促進しながら調査研究を実施していく。

調査研究事業は、当機構の実施する公益目的事業の中でも根本の活動であり、最重要の公益目的事業であることから、今後も注力し継続して取り組んでいく。

## (2) 広報啓発事業

BYQ 水環境レポートについては、流域全体を俯瞰した流域関係機関の連携強化に欠かせないものであり、関係機関や流域住民に水環境関連情報を幅広く一元的に提供し、流域の水質保全に寄与するツールであることから、今後も注力し、継続して取り組んでいく。

一部、国と事業連携している BY スタンプラリーについては、子供から高齢者まで幅広い世代が参加できる事業であり、当機構と流域の市民団体や水関連施設とのネットワーク維持にも有効であることから、今後も継続して取り組んでいく。なお、経費を縮減するため、令和5年度から「かわら版」の発行回数を年3回から2回に見直すこととする。

また、WAQU2 調査隊については、子供も参加できる幅広い世代が取り組むことができる広報啓発事業として実施してきたが、参加人数が減少傾向にあり、全国調査と同内容であることから、令和4年度をもって事業を休止することとする。

水情報冊子(琵琶湖・淀川 里の川をめぐる ～ちょっと大人の散策ブック～)については、地域イベント等での配布は好評であり、流域住民に琵琶湖・淀川の水辺環境に触れ親んでもらうため、今後も引き続き、関係機関やイベント等を通して配布を行う。

## (3) 活動支援事業

研究助成事業については、大学や研究機関等と連携して効率的に研究成果を上げていくことができるとともに、ホームページや成果報告会を通して琵琶湖・淀川流域の知見を当機構が集約し発信する重要な役割を担っていることから、今後も内容の充実を図って事業を実施し、助成研究成果の発信・提供を行っていく。

こども水質保全活動助成については、学校や地域の市民団体等に対して行うもので、教育ツールとしても分かりやすく、「子どもたちが水質保全活動の担い手として活躍することを目指す」事業の意義について、関係者各位から高い評価を得ていることから、今後も事業を継続し、ホームページや報告会等を通して活動成果を広く一般に提供していく。なお、更なる経費縮減のため、令和5年度から助成金予算の総額を80万円から60万円に見直すこととする。

## 【組織体制】

令和4年度の組織体制は別紙6の組織図のとおりで、事務局4名、琵琶湖・淀川水質浄化研究所4名であるが、非常勤である研究所長と副所長及び兼務者を除けば、常勤職員は5名である。

当機構の収益の現状を鑑みれば、体制の大幅な増強は現実的ではない。しかしながら、

もう一段の体制縮小についても、次の常勤職員数一覧表のとおり、既に令和2～4年度計画より縮小した現体制で運営しており、当機構の役割・機能を果たすために必要最小限の体制であることから困難である。

一方、機構の収支改善に向けての更なる経費縮減のためには、人件費の縮減が避けられないことから、令和5年度以降における常務理事（事務局長兼務）の勤務日数を週5日から週4日に見直すことにより、人件費を縮減することとする。

なお、外部資金として助成金を獲得できた場合、助成金額の範囲内で調査研究事業を補助する臨時の職員を別途採用することがあるものとする。

〔常勤職員数一覧表〕

(単位：人)

年 度		計画（あり方） R2～R4	実 績		
			R2	R3	R4
常勤職員数		6	5	5	5
内 訳	事務局長	1	1	1	1
	府県派遣	1	1	1	1
	契約社員	2	2 <sup>(※1)</sup>	2 <sup>(※1)</sup>	2 <sup>(※1)</sup>
	琵琶湖・淀川水質浄化研究所	2	1 <sup>(※2)</sup>	1 <sup>(※3)</sup>	1 <sup>(※4)</sup>

(※1：うち1名の1日当たり勤務時間を2時間短縮)

(※2：令和2年9月末早期退職)

(※3：勤務状況に応じ、令和4年度からプロパーとして雇用する条件で契約社員として採用)

(※4：プロパーとして雇用)

### 【事業別における優先順位の設定】

令和3年度あり方検討ワーキンググループで検討したとおり、当機構の意義、流域の現状や課題、当機構に期待されること、財務の状況等を総合的に勘案すれば、今後も継続すべき優先順位の高い事業活動は、以下の3つの事業である。

- ① 調査研究事業： 全般
- ② 活動支援事業： 研究助成事業
- ③ 広報啓発事業： BYQ水環境レポート

一方、上記3事業以外の事業については、優先度合いに程度の差はあるものの、収支均衡に少しでも近付けることを念頭に置いた事業評価において比較考量の上、経費削減効果による金額の大小も踏まえ、以下4点の経費縮減の取組を行うこととする。

- ① 活動支援事業：「こども水質保全活動助成の助成金総額を減少」  
800千円（8件） → 600千円（6件） 削減額： ▲200千円
- ② 広報啓発事業：「WAQU2調査隊事業を休止」  
94千円 → 0円 削減額： ▲94千円
- ③ 広報啓発事業：「BYスタンプラリーかわら版の年発行回数を減少」  
158千円（3回） → 108千円（2回） 削減額： ▲50千円
- ④ 組織体制の見直し：「常務理事（事務局長兼務）の勤務日数を減少」  
6,000千円（週5日勤務） → 4,800千円（週4日勤務） 削減額： ▲1,200千円

※ 経費縮減総額は、年額1,544千円となる。

## 【特定資産の取り崩し】

上記の経費縮減の取組に加え、調査研究事業 1,000 千円と、活動支援事業 3,000 千円（研究助成事業 2,400 千円、こども水質保全活動助成・削減後 600 千円）の合計 4,000 千円を対象として、特定資産である事業積立資産（財政基盤確保のために積み立てる資金で、公益目的事業の支出に充てる場合に限り取り崩すことができる資産：資金管理・運営規程第 7 条）の取り崩しを行う。

## 【運営のあり方】

今後の運営計画については、公益認定基準（収支相償、遊休財産保有制限）を充たしつつ、適切な経営に努める。向こう 10 年間の財務状況の試算について、**別紙 2**に現状と同程度の収益水準にて継続運用した場合の試算、**別紙 4**に基本財産の運用対象を拡大した場合の具体的な事例、**別紙 5**に**別紙 4**の事例による債券の入れ替えを行った場合の試算を示す。なお、運営計画は 3 年ごとに見直すものとする。

## (1) 収入

### ① 寄付の募集

コロナ禍等により寄付を集めにくい経済情勢ではあるが、今後も工夫しながら寄付金の協力依頼活動を展開することとする。

また、クラウドファンディング（CF）については、呼びかけるプロジェクトを何にし、どう PR するかが、成功の重要な要素であるとされている。今後、当機構が呼びかける具体例として、新たな課題に対応するための「調査研究事業」や市民向けの啓発・活動支援事業として評価されている「こども水質保全活動助成」の規模拡大、「散策ブック」の新装版の作成等、高評価のプロジェクトで新たな CF を立ち上げることを検討することとする。

### ② 賛助会員の募集

賛助会員数は、令和 4 年度現在では 1 団体のみである。現在、賛助会員には当機構の刊行物（BYQ 水環境レポート、散策ブック等）を無償配布するとともに、成果報告会への案内を行っている。現在、当機構の賛助会員の年会費は、一口につき年間 20 万円であり、年会費の金額の見直しによる会員の増加方策について検討の余地はあると考えられるが、会員の更なる募集には対価性の向上が不可欠であり、現時点では賛助会員の加入を促進する更なるメリット・付加価値を持ち合わせていないため、会員の増加は難しい。

### ③ 外部資金の獲得

調査研究事業に必要な資金の補助として、助成金制度の活用を積極的に進めることとする。活用が期待できる助成金として、科学研究費（日本学術振興会）をはじめとして、河川基金（河川財団）の研究助成のほか、環境研究助成、一般研究助成、国内研究助成を実施している財団や基金等の研究助成を受けることが考えられる。特に、科学研究費助成の申請については、研究機関番号の取得等の手続きを進める。

### ④ 受託事業の実施

当機構では、近年、受託業務の実績が無く、独自の設備や体制も不足しており、また、実施するには行政庁（内閣府）の変更認定を受ける必要もあることから、現状においては受託事業の実施は困難である。

今後、研究会の設置等により得られる成果をもとに琵琶湖・淀川流域全体を俯瞰した研究を発展させることにより、様々な水環境に関する課題への取組について当

流域をモデルケースとした解決方法を提示することが可能となり、長期的に当機構の存在価値や独自性を高めることに繋がり、将来的な受託事業の実施が可能となつて、収益改善にも繋がることが期待される。

#### ⑤ 収益事業の実施

当機構は、現状において継続的な収益事業に発展し得る事業及びそのシーズを持ち合わせていない。また、収益事業を開始するには、収益会計区分の新設について行政庁（内閣府）の変更認定を受ける必要があり、人員整備も必要となることから、現状においては収益事業の実施は困難である。

#### ⑥ 基本財産の弾力的運用

基本財産運用益は、当機構の経常収益の大部分を占め、収入の柱であるが、現状では超低金利の影響を大きく受け、令和3年度の基本財産運用益は3,385万円で、平成25年度（5,254万円）と比較して2,000万円近く減少している。

この機構の収入の根幹となる資産運用収入の減少に対応するため、当機構ではこれまで3年毎にあり方検討を行い、収入の増が見込めない中で支出の削減を中心として収支バランスの改善を図ろうとしてきたところである。しかしながら、令和3年度のあり方検討WGにおいて事業・経費の見直しで検証したとおり、支出の削減には限界があり、今後、当機構が収支を均衡させながら期待される役割を果たしていくためには、収入の増加を図ることが必要不可欠である。

現在、当機構における基本財産の運用対象は、資金管理・運用規程により、円建て預金・貯金、国債証券、地方債証券、特別法人債の証券（いずれも投資適格債）に限られているため、現状の超低金利下では十分な事業活動のための収入の確保が困難となっている。一方、仕組債を含む債権については、円建ての債権（仕組債）や元本保証がある債権が各種提案・発売されており、かつて懸念された元本割れ等のリスクを避ける運用が可能となっている。また、自治体が多額の出捐をしている公益法人においても一定の収入を確保するため、社債や外債（仕組債を含む）にまで運用対象の拡大が行われている先進的な事例が現れている。

以上のことから、当機構においても、超低金利下でも一定の収入を確保するため、資金管理・運用規程を改正し、基本財産の運用対象を拡大することとする。なお、金融市場の変動に適切に対処してリスクを回避した透明性の高い運用を図るため、債権運用に関する基本的な方針を各年度の収支予算書の審議に併せて説明を行うとともに、運用結果を適宜、理事会、評議員会で報告するものとする。

**別紙4**に基本財産の運用対象を拡大した場合の具体的な事例を示し、**別紙5**に**別紙4**の事例による債券の入れ替えを行った場合の試算を示す。

## (2) 支出

① 今後3年間（令和5～7年度）の経常費用は、**別紙2**の経常費用計の金額を目安とする。

- ・職員の人件費については、公務員給与に準じていることから、人事院の給与勧告や昇格、昇給による給料手当や法定福利費、退職給付引当金繰入の増を計上する。常務理事（事務局長兼務）の役員報酬については、令和4年度当初予算額から年1,200千円を減額する。
- ・減価償却費については、令和5年度の事務所移転により取得が想定される建物付属設備（パーティション工事、電気設備工事）や定期的に必要となる什器備品（システムサーバー、パソコン）やソフトウェアの更新による増を計上する。

- ・事務所移転に伴い、令和 5 年度、経常収益としてビルオーナーからの移転補償費 10,200 千円、経常費用として管理費 11,200 千円（うち 1,000 千円は予備費）を計上する。
  - ・その他の費用については、物価上昇が見込まれるものの、総額として令和 4 年度当初予算額から【事業別における優先順位の設定】における経費縮減の取組①から③の合計額（年 344 千円）を減額した金額の範囲内で計上する。
- ② 外部資金として助成金（研究助成）を獲得した場合は、獲得した金額の範囲内で調査研究事業費を別途増額することがあるものとする。
  - ③ CF による寄付を獲得した場合は、獲得した金額の範囲内で CF を呼びかけたプロジェクトの事業費を別途増額することがあるものとする。
  - ④ 基本財産の運用により収入が増加し、公益認定基準（収支相償、遊休財産保有制限）に恒常的に抵触することが見込まれる場合は、年度毎の事業計画の作成にあたって、更に取り組むべき課題や事業がないかを検討し、事業費を別途増額することがあるものとする。

### **(3)基本財産等資産**

- ① 資産の運用は、「資金管理・運用規程」に基づき適正に管理する。
- ② 基本財産 30 億円は確保するものとする。
- ③ 特定資産については、調査研究事業 1,000 千円と、活動支援事業 3,000 千円（研究助成事業 2,400 千円、こども水質保全活動助成・削減後の 600 千円）の合計 4,000 千円を対象として、事業積立資産の取り崩しを行う。
- ④ 基本財産の運用により収入が増加し、公益認定基準（収支相償、遊休財産保有制限）に恒常的に抵触することが見込まれる場合は、事業積立資産の取り崩しを見送るとともに、将来の財政基盤確保等のために特定資産を積み立てることがあるものとする。

### **(4)その他**

当機構では、ビルオーナー事情により、令和 5 年度中に現在入居しているビルから事務所の移転を予定しており、これを機に、現状より賃料の低い事務所への移転による賃借料の減額を検討する。ビルオーナー事情によるため、相応の移転費用はビルオーナーの負担を約定しており、（2）支出の見込みに反映している。

事業計画案

事業項目等 <small>注1)</small>		工程 <small>注2)</small>				
		R5	R6	R7	R8以降	
調査研究	<p>○琵琶湖・淀川流域における流域研究機関であり、関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質問題や共同連携による取り組みが効率的な水質課題等を中心に調査研究を進めることとする。</p> <p>○生活環境保全に関する調査研究では、「流入負荷削減対策」、「有機物に関する水質問題」、「閉鎖性水域の富栄養化現象、底質改善対策」、また、健康リスク問題に関する調査研究としては「水系病原性微生物問題」、「微量有害化学物質問題」、さらに、気候変動に伴う環境変化に関わる調査研究では、「気候変動による水質への影響等の検討」、「水質モニタリングをはじめとする水質の監視・管理のための連携や要因検討」を対象に、それぞれの課題に見合ったアプローチを駆使しながら解決に向けた調査研究を進めていく。特に、複数の点源・面源負荷源を有する琵琶湖・淀川流域の上流から下流に向かい流下する多様な物質等の動態の検討、流域内の幾つかの水源でみられる異臭味原因藻類の冬季を含む突発的な発生、琵琶湖を含む流域内における物質循環の停滞が引き起こす諸問題、豪雨を含む降雨による汚濁物質の流出に対してグリーンインフラが有する負荷削減機能、残留性有機汚染物質(POPs)等に対する吸着能も指摘されているマイクロプラスチックの流下に伴う有害物質拡散の恐れなど、検討すべき様々な課題が存在し、今後も新たな課題が発生することも想定される。これらの様々な課題の存在を念頭に置きつつ、当機構の調査・研究に対する指導・助言を得るため設置している学術委員会での議論を踏まえ、調査・研究を進めていく。</p> <p>これらには、様々な大学や研究機関との共同研究や研究助成により対応するものも含むものとし、今後とも流域の関係各機関と幅広い情報・課題を共有し検討するための場を設けるなど連携強化を促進しながら調査研究を実施していく。</p> <p>調査研究事業は、当機構の実施する公益目的事業の中でも根本の活動であり、最重要の公益目的事業であることから、今後も注力し継続して取り組んでいく。</p>	<p>【生活環境保全に関わる調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な物質等を含めた流入負荷削減対策等</li> <li>非特定源汚濁を含めた流域水質保全や管理のための研究</li> </ul>			→	→
	<p>【環境変化に関わる調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動を含めた環境変化が水質へ与える影響の解析、水質監視・管理等のための検討</li> </ul>				→	→
	学会等での成果発表				→	→
	イベント出展等				→	→
広報啓発	<p>○BYQ水環境レポートについては、流域全体を俯瞰した流域関係機関の連携強化に欠かせないものであり、関係機関や流域住民に水環境関連情報を幅広く一元的に提供し、流域の水質保全に寄与するツールであることから、今後も注力し、継続して取り組んでいく。</p>	BYQ水環境レポート発行			→	→
	<p>○水情報冊子については、地域イベント等での配布は好評であり、流域住民に琵琶湖・淀川の水辺環境に触れ親しんでもらうため、今後も引き続き、関係機関やイベント等を通して配布を行う。</p>	水情報冊子(散策ブック)配布			→	→
	<p>○WAQU2調査隊については、子供も参加できる幅広い世代が取り組むことができる広報啓発事業として実施してきたが、参加人数が減少傾向にあり、全国調査と同内容であることから、令和4年度をもって事業を休止することとする。</p>	WAQU2調査隊による水質調査				
	<p>○BYスタンプラリーについては、子供から高齢者まで幅広い世代が参加できる事業であり、当機構と流域の市民団体や水関連施設とのネットワーク維持にも有効であることから、今後も継続して取り組んでいく。なお、経費を縮減するため、令和5年度から「かわら版」の発行回数を年3回から2回に見直すこととする。</p>	BYスタンプラリーによる啓発			→	→
活動支援	<p>○研究助成事業については、大学や研究機関等と連携して効率的に研究成果を上げていくことができるとともに、ホームページや成果報告会を通して琵琶湖・淀川流域の知見を当機構が集約し発信する重要な役割を担っていることから、今後も内容の充実を図って事業を実施し、助成研究成果の発信・提供を行っていく。</p>	<p>【水質保全研究助成分野】</p> <p>毎年度、当機構の調査研究課題に基づき、研究所の調査研究内容や喫緊の研究課題を助案の上、学術委員会の指導、助言を得て決定</p> <p>【参考】令和4年度募集研究分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>湖沼・ダム湖等閉鎖性水域の新たな水質課題・視点に関する調査研究</li> <li>気候変動に伴う水質変化など流域水環境管理のための調査研究</li> <li>安全で安心な水のための健康リスクに関する調査研究</li> </ul>			→	→
	<p>○こども水質保全活動助成については、学校や地域の市民団体等に対して行うもので、教育ツールとしても分かりやすく、「子どもたちが水質保全活動の担い手として活躍することを目指す」事業の意義について、関係者各位から高い評価を得ていることから、今後も事業を継続し、ホームページや報告会等を通して活動成果を広く一般に提供していく。なお、更なる経費縮減のため、令和5年度から助成金予算の総額を80万円から60万円に見直すこととする。</p>	<p>【こども水質保全活動助成分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動</li> <li>上流・下流のつながりなど広域的な視点</li> <li>今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫</li> </ul>			→	→
		「水質保全研究助成」「こども水質保全活動助成」成果報告会			→	→

注1) 内閣府認定の事業項目  
 注2) 表中の点線矢印は、事業規模・内容の縮小

財務状況に係る試算（暫定） **〔現状と同程度の収益水準で継続運用した場合の試算〕**

科 目		R2 決算	R3 決算	R4 当初予算	R5 試算	R6 試算	R7 試算	R8 試算	R9 試算	R10 試算	R11 試算	R12 試算	R13 試算	R14 試算			
	流動資産	現金・預金等	1,871	1,592	1,579	1,556	1,471	1,502	1,235	1,112	1,058	852	735	346	188		
		未収金	419	615	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	
		前払費用	57	52	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	
	合計	<b>2,347</b>	<b>2,259</b>	<b>2,250</b>	<b>2,227</b>	<b>2,142</b>	<b>2,173</b>	<b>1,906</b>	<b>1,783</b>	<b>1,729</b>	<b>1,523</b>	<b>1,406</b>	<b>1,017</b>	<b>859</b>			
資産の部	固定資産	基本財産合計 (R3まで決算額、R4以降額面価格)		321,068	307,651	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274		
		特定資産	特定費用準備資金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			事業積立資産	<b>8,000</b>	<b>7,690</b>	<b>7,370</b>	<b>6,970</b>	<b>6,570</b>	<b>6,170</b>	<b>5,770</b>	<b>5,370</b>	<b>4,970</b>	<b>4,570</b>	<b>4,170</b>	<b>3,770</b>	<b>3,370</b>	
			特定資産普通預金	<b>150</b>	<b>0</b>												
			特定資産合計	8,150	7,690	7,370	6,970	6,570	6,170	5,770	5,370	4,970	4,570	4,170	3,770	3,370	
		その他 固定資産	建物附属設備	34	114	17	213	198	183	168	154	139	124	109	94	79	
			什器備品	28	14	78	39	115	48	24	78	39	115	48	24	0	
			サーバ等	50	150	89	54	32	16	152	91	55	33	16	152	91	
			電話加入権	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
			ソフトウェア	0	53	42	31	20	8	57	45	33	21	9	57	45	
			敷金	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238
			小計	352	571	466	577	605	495	641	608	506	533	422	567	455	
			長期前払費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				その他固定資産合計	352	482	466	577	605	495	641	608	506	533	422	567	455
A	控除対象財産	固定資産合計		<b>329,570</b>	<b>315,823</b>	<b>309,110</b>	<b>308,821</b>	<b>308,449</b>	<b>307,939</b>	<b>307,685</b>	<b>307,252</b>	<b>306,750</b>	<b>306,377</b>	<b>305,866</b>	<b>305,611</b>	<b>305,099</b>	
B	資産	資産合計		<b>331,917</b>	<b>318,082</b>	<b>311,360</b>	<b>311,048</b>	<b>310,591</b>	<b>310,112</b>	<b>309,591</b>	<b>309,035</b>	<b>308,479</b>	<b>307,900</b>	<b>307,272</b>	<b>306,628</b>	<b>305,958</b>	
負債の部	流動負債	未払金	42	46	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50		
		預り金	21	26	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30		
		流動負債合計	63	72	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80		
		固定負債（退職給付引当金）	0	0	15	32	49	69	88	109	129	162	211	232	356		
C	負債	負債合計		<b>63</b>	<b>72</b>	<b>95</b>	<b>112</b>	<b>129</b>	<b>149</b>	<b>168</b>	<b>189</b>	<b>209</b>	<b>242</b>	<b>291</b>	<b>312</b>	<b>436</b>	

D	経常収益	小計		3,919	3,541	3,618	4,627	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	3,607	
		基本財産運用益		3,235	3,386	3,386	3,386	3,386	3,386	3,386	3,386	3,386	3,386	3,386	3,386	3,386	3,386
		特定資産運用益		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		寄付金		236	133	211	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
		賛助会費		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		退職給付引当戻入		427													
	経常外収益	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		有価証券売却益		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E	経常費用	小計		2,905	2,399	3,031	2,961	2,982	3,005	3,036	3,077	3,092	3,116	3,179	3,160	3,298	
		事業費	調査研究事業費	1,345	1,006	1,522	1,566	1,591	1,614	1,640	1,666	1,678	1,712	1,771	1,752	1,870	
			広報啓発事業費	1,086	924	976	882	876	875	877	890	893	883	884	883	896	
			活動支援事業費	474	469	533	513	515	516	519	521	521	521	524	525	532	
		管理費	1,362	1,520	1,105	2,200	1,099	1,101	1,095	1,106	1,093	1,102	1,105	1,096	1,103		
F		計		<b>4,267</b>	<b>3,919</b>	<b>4,136</b>	<b>5,161</b>	<b>4,081</b>	<b>4,106</b>	<b>4,131</b>	<b>4,183</b>	<b>4,185</b>	<b>4,218</b>	<b>4,284</b>	<b>4,256</b>	<b>4,401</b>	
G	経常収支			<b>▲ 348</b>	<b>▲ 378</b>	<b>▲ 518</b>	<b>▲ 534</b>	<b>▲ 474</b>	<b>▲ 499</b>	<b>▲ 524</b>	<b>▲ 576</b>	<b>▲ 578</b>	<b>▲ 611</b>	<b>▲ 677</b>	<b>▲ 649</b>	<b>▲ 794</b>	
	特定費用準備資金取崩額			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(D*公益比率+G)-E +(前年度収支相償がプラス となった場合の剰余金)	収支相償	44	170	▲ 259	▲ 370	▲ 391	▲ 414	▲ 445	▲ 486	▲ 501	▲ 525	▲ 588	▲ 569	▲ 707
--	------	----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(B-C-A) - (E-G)	遊休財産超過額	▲ 621	▲ 212	▲ 876	▲ 846	▲ 969	▲ 981	▲ 1,298	▲ 1,483	▲ 1,572	▲ 1,835	▲ 2,064	▲ 2,455	▲ 2,875
B-C-A	遊休財産額	2,284	2,187	2,155	2,115	2,013	2,024	1,738	1,594	1,520	1,281	1,115	705	423
E-G	遊休財産保有上限額	2,905	2,399	3,031	2,961	2,982	3,005	3,036	3,077	3,092	3,116	3,179	3,160	3,298

主な対応策	R 2	550	事業積立資産取崩 (550万円)
	R 3	460	事業積立資産取崩 (460万円)
	R 4	320	事業積立資産取崩 (320万円)
	R 5	400	事業積立資産取崩 (400万円)、経費縮減 (154.4万円)、事務所移転 (収入1020万円、費用1120万円)
	R 6以降	400	事業積立資産取崩 (400万円)、経費縮減 (154.4万円)

## 収益改善の検討案

No.	項目		内容	状況・評価等
1	寄付の募集		寄付金協力依頼活動の展開	当機構のWEBページや発刊物の広報媒体を通じて広く協力を求めており、寄付総額は、令和4年度において211万円/年で前年度(令和3年度:133万円/年)より約80万円増加している。コロナ禍等により寄付を集めにくい経済情勢ではあるが、今後も工夫しながら寄付金の協力依頼活動を展開することとする。 また、クラウドファンディング(CF)については、今後、当機構が呼びかける具体例として、新たな課題に対応するための「調査研究事業」や市民向けの啓発・活動支援事業として評価されている「こども水質保全活動助成」の規模拡大、「散策ブック」の新装版の作成等、高評価のプロジェクトで新たなCFを立ち上げることを検討することとする。
2	賛助会員の募集		賛助会員の加入促進	賛助会員数は平成8年度に42団体であったものが、令和4年度は1団体にまで減少している。現在、賛助会員には当機構の刊行物(BYQ水環境レポート、散策ブック等)を無償配布するとともに、成果報告会への案内を行っている。ただ、会員の更なる募集には対価性の向上が不可欠であり、現時点では、賛助会員の加入を促進する更なるメリット・付加価値を持ち合わせていないため、会員増加は難しい。
3	外部資金の獲得		助成金制度の積極的な活用	調査研究事業に必要な資金の補助として、助成金制度の活用を積極的に進めることとする。活用が期待できる助成金として、科学研究費(日本学術振興会)をはじめとして、河川基金(河川財団)の研究助成のほか、環境研究助成、一般研究助成、国内研究助成を実施している財団や基金等の研究助成を受けることが考えられる。特に、科学研究費助成の申請については、研究機関番号の取得等の手続きを進める。
4	受託事業の実施		調査研究や広報啓発に関わる事業の受託	当機構では、近年、受託業務の実績が無く、独自の設備や体制も不足しており、また、実施するには行政庁(内閣府)の変更認定を受ける必要もあることから、現状においては受託事業の実施は困難である。 今後、研究会の設置等により得られる成果をもとに琵琶湖・淀川流域全体を俯瞰した研究を進展させることにより、様々な水環境に関する課題への取組について当流域をモデルケースとした解決方法を提示することが可能となり、長期的に当機構の存在価値や独自性を高めることに繋がり、将来的な受託事業の実施が可能となると、収益改善にも繋がることが期待される。
5	収益事業の実施		新たな収益事業の立ち上げによる収益の確保	当機構は、現状において継続的な収益事業に発展し得る事業及びそのシーズを持ち合わせていない。また、収益事業を開始するには、収益会計区分の新設について行政庁(内閣府)の変更認定を受ける必要があり、人員整備も必要となることから、現状においては収益事業の実施は困難である。
6	基本財産の弾力的運用	保有債券の売却益の活用	保有している基本財産(債券)を売却し、その売却益を事業費に充当	平成30年度の理事会、評議員会において、基本財産(債券)の途中売却について承認が得られ、同年7月に一部債券(10億円)を売却し、新たに政府保証債を10億円購入して1,558万円の売却益を得ることができた。 今後とも、市場金利の動向や保有債券の残存期間等を見据え、資金運用委員会で協議しながら効果的に売買を行っていくこととする。なお、透明性の高い運用を図るため、引き続き運用結果については、随時、理事会、評議員会で報告する。
		資金運用対象の拡大	自治体が多額の出捐をしている他の公益法人の事例を参考に、資金運用対象を一定の条件を満たした社債や仕組債に拡大	現在、当機構における基本財産の運用対象は、資金管理・運用規程により、円建て預金・貯金、国債証券、地方債証券、特別法人債の証券(いずれも投資適格債)に限られているため、現状の超低金利下では十分な事業活動のための収入の確保が困難となっている。一方、仕組債を含む債権については、円建ての債権(仕組債)や元本保証がある債権が各種提案・発売されており、かつて懸念された元本割れ等のリスクを避ける運用が可能となっている。また、自治体が多額の出捐をしている公益法人においても一定の収入を確保するため、社債や外債(仕組債を含む)にまで運用対象の拡大が行われている先進的な事例が現れている。 以上のことから、当機構においても、超低金利下でも一定の収入を確保するため、資金管理・運用規程を改正し、基本財産の運用対象を拡大することとする。なお、金融市場の変動に適切に対処してリスクを回避した透明性の高い運用を図るため、債権運用に関する基本的な方針を各年度の収支予算書の審議に併せて説明を行うとともに、運用結果を適宜、理事会、評議員会で報告するものとする。

基本財産の運用対象を拡大した場合の具体的な事例

1. 基本財産の状況（令和4年度）

No	銘柄	金額（円）				利率 ⑤	基本財産運用益 （年額）（円） ⑥ （①×⑤）	期間
		額面 ①	取得額 ②	R3年度決算				
				単価 ③	時価評価額 ④			
1	福岡市平成23年度第4回公募公債(20年)	370,000,000	368,927,000	114.970	425,389,000	1.890%	6,993,000	平成23年 8月31日～令和13年 8月19日
2	大阪市第7回公募公債(20年)	370,000,000	369,445,000	114.300	422,910,000	1.840%	6,808,000	平成23年 9月28日～令和13年 9月26日
3	第130回利付国債(20年)	4,000,000	4,071,760	114.980	4,599,200	1.800%	72,000	平成23年 9月20日～令和13年 9月20日
4	神奈川県第20回20年公募公債	100,000,000	100,000,000	114.040	114,040,000	1.706%	1,706,000	平成24年 7月18日～令和14年 6月18日
5	福岡市平成24年度第2回公募公債（20年）	100,000,000	100,000,000	114.308	114,308,000	1.702%	1,702,000	平成24年 7月20日～令和14年 7月20日
6	群馬県第3回公募公債（20年）	60,000,000	60,925,800	114.070	68,442,000	1.687%	1,012,200	平成24年 6月25日～令和14年 6月25日
7	兵庫県第25回公募公債（20年）	100,000,000	99,486,000	109.770	109,770,000	1.203%	1,203,000	平成27年 9月 7日～令和17年 9月 7日
8	堺市平成27年度第1回公募公債（30年）	100,000,000	100,000,000	114.300	114,300,000	1.527%	1,527,000	平成27年11月20日～令和27年 9月20日
9	堺市平成27年度第1回公募公債（30年）	100,000,000	100,000,000	114.580	114,580,000	1.527%	1,527,000	平成27年11月20日～令和27年 9月20日
10	政府保証第356回日本高速道路保有・債務返済機構債券(30年)	700,000,000	700,000,000	94.790	663,530,000	0.686%	4,802,000	平成30年 7月26日～令和30年 7月31日
11	第260回日本高速道路保有・債務返済機構債券(30年)	1,000,000,000	995,000,000	91.590	915,900,000	0.651%	6,510,000	令和 3年 3月15日～令和32年 9月20日
12	りそな銀行定期預金	5,620,740	5,620,740		5,620,740	0.002%	112	
13	三井住友銀行定期預金	3,122,940	3,122,940		3,122,940	0.002%	62	
合計		3,012,743,680	3,006,599,240		3,076,511,880		33,862,374	

⇒ A

2. 保有債券の入れ替え例

(1) 売却（令和4年9月30日の各社の評価額で試算）

No	銘柄	金額（円）				利率 ⑤	基本財産運用益 （年額）（円） ⑥ （①×⑤）
		額面 ①	取得額 ②	単価	売却額		
				(R4.9.30時価) ③	④ (①×③/100)		
1	福岡市平成23年度第4回公募公債(20年)	120,000,000	119,652,000	113.150	135,780,000	1.890%	2,268,000
2	大阪市第7回公募公債(20年)	120,000,000	119,820,000	112.529	135,034,800	1.840%	2,208,000
4	神奈川県第20回20年公募公債	100,000,000	100,000,000	112.800	112,800,000	1.706%	1,706,000
5	福岡市平成24年度第2回公募公債（20年）	100,000,000	100,000,000	112.690	112,690,000	1.702%	1,702,000
7	兵庫県第25回公募公債（20年）	100,000,000	99,486,000	106.800	106,800,000	1.203%	1,203,000
10	政府保証第356回日本高速道路保有・債務返済機構債券(30年)	460,000,000	460,000,000	86.330	397,118,000	0.686%	3,155,600
合計		1,000,000,000	998,958,000	-	1,000,222,800	-	12,242,600

⇒ B

⇒ C

⇒ D

(2) 購入（令和4年9月28日の為替レート [144.80円/米ドル] でSMBC日興証券提案）

No	銘柄	金額（円）				利率 ⑤	基本財産運用益 （年額）（円） ⑥ （①×⑤）
		額面 ①	取得額 ②	単価	売却額		
				③	④ (①×③/100)		
-	円貨建て仕組債(為替レート参照型) <米ドルハイパーリバースデュアル債> ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナル・リミテッド(30年)	1,000,000,000	1,000,000,000	100.000	-	2.600%	26,000,000

⇒ E

（発行条件）

- 発行体：ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナル・リミテッド
- 信用補完：ゴールドマン・サックス・グループ・インク
- 保証者格付：A2 (Moody's)、BBB+ (S&P)、A (Fitch)、A (R&I)
- 年限：30年
- 利率：利率判定日の為替が「70円/米ドル」以上の円安の場合：2.60%  
利率判定日の為替が「70円/米ドル」より円高の場合：0.10%

※東京インターバンク相場（月次）における昭和48年1月以降の17時時点（月末）で確認したところ、これまで「75円/米ドル」より円高になった事例はない。

- 円額面100%で償還（=元本保証）
- コール条項：発行体は、発行後10年経過以降の各利払日に、額面の100%の円貨で早期償還する権利を有する。

※このような元本保証される仕組債による財産運用は、自治体が出捐している公益法人においても既に行われている。

(3) 保有債券の入れ替えによる売却益および基本財産運用益

（単位：円）

有価証券売却益 (C - B)	1,264,800
基本財産運用益の増加額（年額） (E - D)	13,757,400
債券入れ替え後の基本財産運用益（年額） (A - D + E)	47,619,774

財務状況に係る試算（暫定） **【別紙4の事例による債券の入れ替えを令和6年度当初に行った場合の試算】**

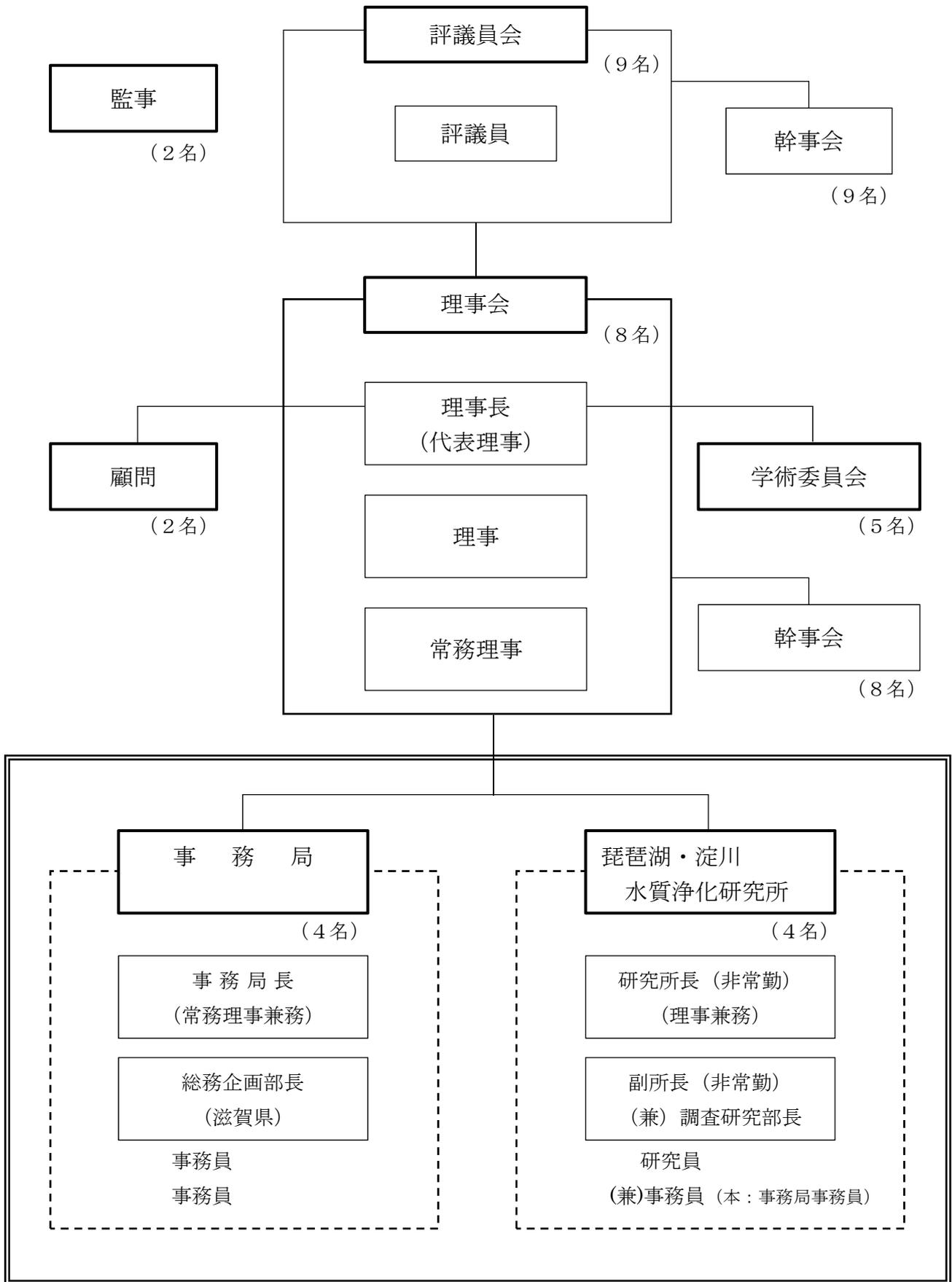
科 目		R2 決算	R3 決算	R4 当初予算	R5 試算	R6 試算	R7 試算	R8 試算	R9 試算	R10 試算	R11 試算	R12 試算	R13 試算	R14 試算			
	流動資産	現金・預金等	1,871	1,592	1,579	1,556	2,572	3,578	4,286	5,138	6,059	6,828	7,686	8,272	9,089		
		未収金	419	615	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612		
		前払費用	57	52	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59		
合計		2,347	2,259	2,250	2,227	3,243	4,249	4,957	5,809	6,730	7,499	8,357	8,943	9,760			
資産の部	固定資産	基本財産合計 (R3まで決算額、R4以降額面価格)	321,068	307,651	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274	301,274		
		特定資産	特定費用準備資金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			事業積立資産	8,000	7,690	7,370	6,970	6,970	6,970	6,970	6,970	6,970	6,970	6,970	6,970	6,970	
			特定資産普通預金	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		特定資産合計		8,150	7,690	7,370	6,970	6,970	6,970	6,970	6,970	6,970	6,970	6,970	6,970	6,970	
		その他 固定資産	建物附属設備	34	114	17	213	198	183	168	154	139	124	109	94	79	
			什器備品	28	14	78	39	115	48	24	78	39	115	48	24	0	
			サーバ等	50	150	89	54	32	16	152	91	55	33	16	152	91	
			電話加入権	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
			ソフトウェア	0	53	42	31	20	8	57	45	33	21	9	57	45	
			敷金	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238
			小計	352	571	466	577	605	495	641	608	506	533	422	567	455	
			長期前払費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			その他固定資産合計		352	482	466	577	605	495	641	608	506	533	422	567	455
固定資産合計		329,570	315,823	309,110	308,821	308,849	308,739	308,885	308,852	308,750	308,777	308,666	308,811	308,699			
A	控除対象財産	固定資産合計		329,570	315,823	309,110	308,821	308,849	308,739	308,885	308,852	308,750	308,777	308,666	308,811	308,699	
B	資産	資産合計		331,917	318,082	311,360	311,048	312,092	312,988	313,842	314,661	315,480	316,276	317,023	317,754	318,459	
	負債の部	流動負債	未払金	42	46	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50		
			預り金	21	26	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30		
		流動負債合計		63	72	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80		
		固定負債 (退職給付引当金)		0	0	15	32	49	69	88	109	129	162	211	232	356	
C	負債	負債合計		63	72	95	112	129	149	168	189	209	242	291	312	436	

D	経常収益	小計		3,919	3,541	3,618	4,627	4,982	4,982	4,982	4,982	4,982	4,982	4,982	4,982		
		基本財産運用益		3,235	3,386	3,386	3,386	4,761	4,761	4,761	4,761	4,761	4,761	4,761	4,761	4,761	
		特定資産運用益		1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		寄付金		236	133	211	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
		賛助会費		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
		退職給付引当戻入		427	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		移転補償費		0	0	0	1,020	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	経常外収益	計		0	0	0	0	126	0	0	0	0	0	0	0		
		計		3,919	3,541	3,618	4,627	5,108	4,982	4,982	4,982	4,982	4,982	4,982	4,982	4,982	
E	経常費用	事業費	小計		2,905	2,399	3,031	2,961	2,982	3,005	3,036	3,077	3,092	3,116	3,179	3,298	
			調査研究事業費		1,345	1,006	1,522	1,566	1,591	1,614	1,640	1,666	1,678	1,712	1,771	1,752	1,870
			広報啓発事業費		1,086	924	976	882	876	875	877	890	893	883	884	883	896
			活動支援事業費		474	469	533	513	515	516	519	521	521	521	524	525	532
F		管理費		1,362	1,520	1,105	2,200	1,099	1,101	1,095	1,106	1,093	1,102	1,105	1,096	1,103	
		計		4,267	3,919	4,136	5,161	4,081	4,106	4,131	4,183	4,185	4,218	4,284	4,256	4,401	
G	経常収支	計		▲ 348	▲ 378	▲ 518	▲ 534	1,027	876	851	799	797	764	698	726	581	
		特定費用準備資金取崩額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(D*公益比率+G)-E +(前年度収支相償がプラス となった場合の剰余金)	収支相償	44	170	▲ 259	▲ 370	572	1,120	1,638	2,115	2,577	3,014	3,389	3,783	4,038
※公益認定基準（収支相償、遊休財産保有制限）に恒常的に抵触するため、事業費増額や特定資産積立といった対応が必要														
(B-C-A) - (E-G)	遊休財産超過額	▲ 621	▲ 212	▲ 876	▲ 846	132	1,095	1,753	2,543	3,429	4,141	4,887	5,471	6,026
B-C-A	遊休財産額	2,284	2,187	2,155	2,115	3,114	4,100	4,789	5,620	6,521	7,257	8,066	8,631	9,324
E-G	遊休財産保有上限額	2,905	2,399	3,031	2,961	2,982	3,005	3,036	3,077	3,092	3,116	3,179	3,160	3,298

主な対応策	R 2	550	事業積立資産取崩 (550万円)
	R 3	460	事業積立資産取崩 (460万円)
	R 4	320	事業積立資産取崩 (320万円)
	R 5	400	事業積立資産取崩 (400万円)、経費縮減 (154.4万円)、事務所移転 (収入1020万円、費用1120万円)
	R 6	0	事業積立資産取崩 (0円)、経費縮減 (154.4万円)、基本財産運用益の増加 (1375万円)、有価証券売却益 (126万円)
R 7以降	0	事業積立資産取崩 (0円)、経費縮減 (154.4万円)、基本財産運用益の増加 (1375万円)	

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構  
令和4年度 組織図



[資料4]

第4号議案

## 令和5年度 事業計画書の承認の件

### 令和5年度事業計画書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和5年度は、公益財団法人として引き続き法令や定款の順守、透明性の確保（情報開示）を念頭に、自己責任に基づく健全で安定的な経営の維持を目指すことにより、広く公益の実現に貢献し、社会からの期待に相応しい事業運営を、令和5～7年度の事業計画・運営計画に基づいて行う。

事業活動については、引き続き「遊んだり、泳いだりするのに適した河川や湖にする」をキャッチフレーズに、琵琶湖・淀川流域の水質・水環境保全分野における諸課題の解決に向けた調査研究、広報啓発、活動支援事業を実施していく。

#### 1. 水質保全調査研究事業（自主）（予算額：15,662千円）

##### ◆ 生活環境保全対策・環境変化への対応・健康リスク問題に関わる調査研究

水質浄化研究所においては、琵琶湖・淀川流域における公共用水域への流入汚濁負荷の削減等の生活環境の保全や健康リスク関連物質等の問題、気候変動による水環境への影響問題等に対して、監視・管理などに関する調査研究を進め、今後の統合的な流域の水環境管理に向けた水系全体の水環境保全や流域管理の改善を目指している。

これらの研究は、流域が一体となって取り組むことが効果的かつ効率的であり、関係研究機関や大学との研究等、更には関連する自治体からの協力を得ながら、各々の課題に見合ったアプローチにより連携を図りつつ、今後の研究課題や進め方も検討しつつ、調査研究を推進していく。

##### ◆ 研究成果の提供・共有及び情報収集

水質浄化研究所における調査研究の成果の提供と共有を図るとともに、関係研究機関や大学、関連する自治体等の協力を得ながら、情報の収集に努める。

## 2. 水質保全啓発事業（予算額：8,817千円）

琵琶湖・淀川流域の水質保全を流域住民や行政と共に一体となって推進するための広報・啓発事業として、「流域の水質保全、水環境保全のための情報収集・発信」、「流域住民の水質保全活動の普及啓発・連携支援」を行う。主な実施項目は下記のとおりである。

### ◆ 流域の水質保全、水環境保全のための情報収集・発信

流域住民、市民団体、行政、研究・教育機関など幅広い層による流域水質保全、水環境保全の取組みに資することを目的に、流域水環境情報の共有化や利活用を推進する学術的情報ツールとして、あるいは、琵琶湖・淀川を身近に感じ、地域の水環境を流域全体として理解してもらうために川に関わる情報をわかりやすく紹介した冊子の配布等、水質保全、水環境保全のための情報収集・発信に取り組む。

#### 「BYQ 水環境レポート」

琵琶湖・淀川流域における水質保全関係者（行政機関、研究機関、教育機関、企業、流域住民等）の事業・活動の一助になるよう、流域の水質の状況や変遷など、水質に関連したデータや情報を一元的に取りまとめた「BYQ 水環境レポート」を年1回発刊し、水質保全関係者に配布するとともに、機構の Web 上でも公開する。

#### 「水情報冊子－散策ブック」

琵琶湖・淀川流域内の河川に関する幅広い情報を幅広く紹介、広報していくため、冊子の積極的な配布を継続し、流域住民の水環境への関心を高めていく。

### ◆ 流域住民の水質保全活動の啓発・連携支援

流域一体となった水質保全活動を推進するため、流域住民自ら身近な水辺に親しむとともに、水環境への関心を高め望ましいあり方を考えてもらえるよう、スタンプラリーや住民による水質調査事業を実施し、水環境改善に関わる人たちの情報交換や連携の推進に取り組んでいく。

### **「BYスタンプラリーによる啓発」**

市民団体が主催する水質保全活動への参加や水関連施設の見学を通して、流域住民が水環境への関心を高めていくことを目的に事業を行う。市民団体が主催するイベントや水環境関連施設の紹介マップを掲載した「かわら版」を作成し（年2回）、市民団体や水環境関連施設等に配布するとともに、Web上に公開する。参加者には参加ルールに従って記念品を提供するなど流域住民の水環境保全活動への参加を促していく。

### **「WAQU2調査隊による水質調査」**

子供も参加できる幅広い世代が取り組むことができる啓発事業として実施してきたが、参加人数が減少傾向にあり、「身近な水環境の全国一斉調査（全国水環境マップ実行委員会主催、国土交通省・環境省後援）」と同内容であることから、事業を休止することとする。

## **3. 水質保全活動支援事業（予算額：5,126千円）**

### **◆ 水質保全研究助成**

琵琶湖・淀川流域が抱える水質・水環境課題の究明、その解決策や管理手法の開発等、持続可能な流域水環境保全に資することを目的に、機構が設定する研究分野・テーマに沿った研究に対して助成を行う。（1件80万円）

助成研究の成果報告会（令和6年3月予定）については、新型コロナウイルス感染症の状況等により、Webによる開催も検討する。

### **【募集研究分野】**

#### **(1) 湖沼・ダム湖等閉鎖性水域の新たな水質課題・視点に関する調査研究**

閉鎖性水域（湖沼やダム湖等）の水質課題の解決策に資する研究を対象。例えば、プランクトンの異常繁殖の発生など近年の富栄養化に関する新たな水域現象・課題・制御技術・研究の切り口・研究方策、水域生態系での物質循環、エネルギー・物質・資源循環の健全化への対応策、適正な栄養レベル など

(2) 気候変動に伴う水質変化など流域水環境管理のための調査研究

気候変動が及ぼす水温・水質（プランクトンを含む）影響に関係する水質汚濁・汚染負荷などに関する予測解析・評価、削減・制御技術や施策等に関する調査研究を対象

(3) 安全で安心な水のための健康リスクに関する調査研究

水系病原性微生物、微量有害化学物質等の水環境中での挙動把握、人や水生生物への影響評価、削減・制御技術や施策等に関する研究を対象

※ 上記の募集分野において、独自研究成果、調査研究成果等の体系化、課題と方向性、法律・制度構築等の社会科学研究も助成範囲に含める。機構の Web ページに掲載しているデータベースの利用も可

◆ こども水質保全活動助成

琵琶湖・淀川流域で生活する小学生から高校生の子供達の水質保全活動に対して助成を行い、次世代の水質保全活動の担い手の育成を進めていく。

（1件10万円）

前年度助成事業の成果報告会（夏休み期間中に予定）を開催する。なお、新型コロナウイルス感染症の状況等により、Webによる報告等の代替策も検討する。

**【助成対象活動】**

「水環境について知り、理解する活動」、「水質の保全・改善に関する活動」で、次の視点や内容を満たす活動

- (1) 琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動が含まれること
- (2) 上流・下流のつながりなど広域的な視点があること
- (3) 今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫があること

〔資料5〕

第5号議案

## 特定資産の取崩しの承認の件

下記のとおり特定資産の取崩しを承認する。

記

1 取崩金額

事業積立資産 4,000,000円

2 理由

令和5年度に実施する水質保全調査研究事業、水質保全研究助成及び琵琶湖・淀川こども水質保全活動助成の財源に充てるため

3 取崩しの時期

令和5年4月14日

4 精算後に生じた残額の取扱い

特定資産の普通預金として管理する。

[資料6]

第6号議案

令和5年度収支予算書・資金調達及び設備投資の  
見込みを記載した書類の承認の件

収 支 予 算 書

令和5年4月1日～令和6年3月31日

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	R5年度 予 算	R4年度 補正後予算	増 減 R5-R4
	公1					
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	23,703,000	10,159,000		33,862,000	33,862,000	0
基本財産受取利息	(23,703,000)	(10,159,000)		(33,862,000)	(33,862,000)	(0)
特定資産運用益	1,000	0		1,000	1,000	0
特定資産受取利息	(1,000)	(0)		(1,000)	(1,000)	(0)
受取会費	200,000	0		200,000	200,000	0
賛助会員受取会費	(200,000)	(0)		(200,000)	(200,000)	(0)
寄付金収入	0	0		0	2,112,000	△ 2,112,000
受取寄付金収入	(0)	(0)		(0)	(2,112,000)	(△ 2,112,000)
雑収益	0	10,200,000		10,200,000	12,000	10,188,000
雑収益	(0)	(10,200,000)		(10,200,000)	(12,000)	(10,188,000)
経常収益計	23,904,000	20,359,000		44,263,000	36,187,000	8,076,000
(2) 経常費用						
事業費						
役員報酬	3,006,000			3,006,000	3,726,000	△ 720,000
給料手当	10,585,000			10,585,000	9,670,000	915,000
法定福利費	3,051,000			3,051,000	2,564,000	487,000
福利厚生費	30,000			30,000	30,000	0
会議費	22,000			22,000	22,000	0
旅費交通費	365,000			365,000	304,000	61,000
通信運搬費	436,000			436,000	468,000	△ 32,000
消耗品費	302,000			302,000	210,000	92,000
印刷製本費	522,000			522,000	571,000	△ 49,000
光熱水料費	372,000			372,000	372,000	0
賃借料	3,626,000			3,626,000	3,526,000	100,000
保険料	0			0	28,000	△ 28,000
諸謝金	556,000			556,000	488,000	68,000
租税公課	1,000			1,000	1,000	0
支払負担金	664,000			664,000	664,000	0
支払助成金	3,000,000			3,000,000	2,895,000	105,000
委託費	2,215,000			2,215,000	2,215,000	0
新聞図書費	45,000			45,000	43,000	2,000
調査関連費	0			0	0	0
支払手数料	8,000			8,000	8,000	0
減価償却費	631,000			631,000	706,000	△ 75,000
退職給付費用	168,000			168,000	153,000	15,000
管理費						
役員報酬		2,004,000		2,004,000	2,484,000	△ 480,000
給料手当		2,545,000		2,545,000	2,560,000	△ 15,000
法定福利費		1,439,000		1,439,000	1,346,000	93,000
福利厚生費		12,000		12,000	12,000	0
会議費		32,000		32,000	32,000	0
旅費交通費		100,000		100,000	61,000	39,000
通信運搬費		180,000		180,000	180,000	0
消耗品費		1,310,000		1,310,000	310,000	1,000,000
光熱水料費		159,000		159,000	159,000	0
賃借料		1,720,000		1,720,000	1,516,000	204,000
保険料		60,000		60,000	60,000	0
諸謝金		1,127,000		1,127,000	1,001,000	126,000
租税公課		65,000		65,000	50,000	15,000
支払負担金		10,000		10,000	10,000	0
委託費		10,734,000		10,734,000	534,000	10,200,000
新聞図書費		40,000		40,000	40,000	0
支払手数料		163,000		163,000	163,000	0
減価償却費		305,000		305,000	384,000	△ 79,000
経常費用計	29,605,000	22,005,000		51,610,000	39,566,000	12,044,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	R5年度 予 算	R4年度 補正後予算	増 減 R5-R4
	公1					
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,701,000	△ 1,646,000		△ 7,347,000	△ 3,379,000	△ 3,968,000
基本財産評価損益等	0	0		0	0	0
特定資産評価損益等	0	0		0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0		0	0	0
評価損益等計	0	0		0	0	0
当期経常増減額	△ 5,701,000	△ 1,646,000		△ 7,347,000	△ 3,379,000	△ 3,968,000
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
有価証券売却益	0	0		0	0	0
経常外収益計	0	0		0	0	0
(2) 経常外費用						
固定資産除却損	117,571	50,387		167,958	3	167,955
経常外費用計	117,571	50,387		167,958	3	167,955
当期経常外増減額	△ 117,571	△ 50,387		△ 167,958	△ 3	△ 167,955
他会計振替額	0	0		0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,818,571	△ 1,696,387		△ 7,514,958	△ 3,379,003	△ 4,135,955
一般正味財産期首残高				100,211,447	103,590,450	△ 3,379,003
一般正味財産期末残高				92,696,489	100,211,447	△ 7,514,958
Ⅱ 指定正味財産増減の部						
基本財産運用益	23,859,702	10,226,158		34,085,860	34,085,860	0
一般正味財産への振替額	23,703,000	10,159,000		33,862,000	33,862,000	0
当期指定正味財産増減額	156,702	67,158		223,860	223,860	0
指定正味財産期首残高				3,076,735,740	3,076,511,880	223,860
指定正味財産期末残高				3,076,959,600	3,076,735,740	223,860
Ⅲ 正味財産期末残高				3,169,656,089	3,176,947,187	△ 7,291,098

## 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(1) 資金調達の見込みについて 当期中に資金調達の予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

- ・ 事務所移転に伴う新事務所敷金の預託  
事務所移転に伴う旧事務所敷金の返還を充当 2,380,000円
- ・ 新事務所内装工事費  
旧事務所家主からの移転補償費を充当 8,700,000円

[資料7]

# 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 資金管理・運用規程の変更について

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構資金管理・運用規程の一部を次のとおり変更する。

記

## 1 基本財産の資金運用の対象（第4条）の変更

変更後	変更前
<p>(資金運用の対象)</p> <p>第4条 基本財産の資金運用対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 円建て預金・貯金</p> <p>(2) 国債証券</p> <p>(3) 地方債証券</p> <p>(4) 特別法人債の債券</p> <p><u>(5) 円建ての社債券で、優先弁済についての定めがあるもの</u></p> <p><u>(6) 円建て債権で、元本保証について定められているもの</u></p> <p><u>2 前項(5)(6)に規定する債券等による基本財産の運用については、基本財産の3分の1を上限とする。</u></p> <p><u>3 その他の資金の資金運用対象は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 前項第1号から第4号までに規定する運用対象</p> <p>(2) 社債券</p> <p>(3) その他金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第2条第1項に定めるもの</p> <p>(4) その他理事会において承認を受けたもの</p> <p><u>4 第1項及び第3項に掲げる債券等は、その格付けが投資適格である債権に限るものとする。ただし、複数の格付けを受けている場合は、少なくとも1者の格付けがAに格付けされるものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年度第3回評議員会において、令和5～7年度の事業計画・運営計画の承認の議決を得た日から施行する。</u></p>	<p>(資金運用の対象)</p> <p>第4条 基本財産の資金運用対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 円建て預金・貯金</p> <p>(2) 国債証券</p> <p>(3) 地方債証券</p> <p>(4) 特別法人債の債券</p> <p><u>2 その他の資金の資金運用対象は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 前項第1号から第4号までに規定する運用対象</p> <p>(2) 社債券</p> <p>(3) その他金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第2条第1項に定めるもの</p> <p>(4) その他理事会において承認を受けたもの</p> <p><u>3 前2項に掲げる債券等は投資適格債に限るものとする。</u></p>

## 2 変更理由

資金運用を取り巻く超低金利の債券市場などの環境の変化に柔軟に対応し、安全性、流動性、収益性等を勘案しつつ一層の効率的な運用を行うため、基本財産の資金運用の対象を、3分の1を上限として、優先弁済についての定めのある円建ての社債券及び元本保証についての定めのある円建ての債権に拡大する。債権のリスクを避けるため、その格付けが投資適格の格付けを受けているものに限ることとする。

〔資料8〕

## 令和5～6年度 学術委員について

1 学術委員候補者（5人）

中 川 一	京都大学名誉教授	河川工学
田 中 宏 明	京都大学名誉教授 信州大学工学部特任教授	河川水質
津 野 洋	京都大学名誉教授	水環境工学
中 村 正 久	公益財団法人国際湖沼環境委員会 副理事長	水環境
西 野 麻知子	元 びわこ成蹊スポーツ大学教授	動物学

2 任 期

今回委嘱する学術委員の任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## 機構事務所の移転について

### 1. 現事務所の「定期貸室賃貸借契約」について

当機構が入居している大手前センタービル4階の事務所については、同ビルの建替えに伴い貸主のテレビ大阪株式会社との間で、令和3年11月1日付で、下記の内容で令和6年3月31日までの「定期貸室賃貸借契約」を締結した。

(1) 契約期間 令和3年11月1日～令和6年3月31日

(2) 家賃(月 209,939円)・共益費(月 190,031円)

(3) 敷金(2,380,086円) 当機構が貸室から退去時に貸主(テレビ大阪(株))から返還

(4) 特約の締結 事務室からの移転を求める貸主の責務として以下の特約を締結

<1>貸主(テレビ大阪(株))は、借主(当機構)に対して退去後の移転に伴う費用相当額(590万円)を移転完了後に支払う

<2>移転先の貸主から新規入居者となる当機構に求められる費用(B工事等)のうち、テレビ大阪(株)が<1>以外で相当と認める額を上限(430万円)の範囲で支払う

### 2. 移転費用の予算措置について

- ・移転関係経費については、次期のあり方検討(令和5～7年度事業計画・運営計画)に記載の上、収支シミュレーションに計上記載しており、令和5年度当初予算書には、下記の額を所要額と見込んで計上している。

(経常収益)・ビルオーナーからの移転補償費……………1,020万円(雑収益)

(経常費用)・新事務所内装工事費(上記補償費充当)……………870万円(委託費)

・移転作業・廃棄物処理費(上記補償費充当)……………150万円(委託費)

・移転予備費(補償以外の支出対応)……………100万円(消耗品費)

- ・事務所移転に伴い、事務所移転まで更新を先送りしてきた備品等の更新の費用も発生するが、総額として予算の範囲内(1,120万円)に収めるよう努めるものとする。

\*敷金は、現事務所の敷金を同額で見込むものとし、「資産の同額での振替え」で予算には計上せず、新しい契約締結に当たり、増額の必要があれば補正予算にあわせて説明することとする。

### 3. 移転先との契約締結について（昨年の理事会・評議員会で報告、あり方検討に記載）

(1) 令和5年度末までに移転が完了するよう適切な移転先を探し、最有力の候補先を幹事会に報告の上、移転先の貸主との契約交渉を行い、理事長が契約を締結する。

機構業務の年間スケジュールを勘案し、12月末までの移転完了をめざすこととし、決算理事会・評議員会を開催し、承認いただく6月以降に作業を本格化する。

(2) 新たな事務所の賃貸借契約については、下記の条件を踏まえるものとする。

①主たる事務所は、定款第2条第1項に定めるとおり引続き「大阪市内」に置く。

なお、大阪市内から変更する場合には、評議員会において、第15条第4項の定款変更の決議を行わなければならない。

②事務所の位置は、大阪市内でJR大阪駅から鉄道路線で1路線の駅周辺から10分程度の徒歩圏に置く。

・事務局職員（滋賀県派遣）の通勤の便及び評議員・理事・監事・顧問を委嘱している各構成団体の事務所からの利便性を考慮

③賃貸借契約の月額は、現在の家賃及び共益費の合計月額【上記1.(2)】相当の40万円以下を目途とする。

④事務所が入居する建物の構造・築年数（特に耐震性）は新耐震対応の建物とする。

⑤事務室の延べ床面積は、40坪程度（現在の事務所の約80%）とし、必要最小限の内装・設備工事等(テレビ大阪から受ける補償額の範囲内)を行うものとする。